

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：埼玉県  
農業委員会名：熊谷市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

## 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	4,059
自給的農家数	1,670
販売農家数	2,389
主業農家数	354
準主業農家数	338
副業的農家数	1,697

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,537
女性	1,626
40代以下	221

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	323
基本構想水準到達者	3
認定新規就農者	10
農業参入法人	41
集落営農経営	26
特定農業団体	0
集落営農組織	26

※ 農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	3,740	1,910				5,650
経営耕地面積	4,094	1,088	797			—
遊休農地面積	33	62				95
農地台帳面積	3,691	2,454				6,145

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項  
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

## 2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 0 3 年 0 8 月 3 1 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	13
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	28	28	8

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積 5, 650ha	これまでの集積面積 1,656 ha	集積率 29.30%
課 領	土地持ち非農家の農地対策		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 1, 674ha (うち新規集積面積 49 ha) 目標設定の考え方:最適化交付金支給基準に基づく農地利用の最適化指針の目標値とする
活動計画	・遊休農地対策活動の一環で、所有者に対し農協と共同して実施する除草対策事業「農地利用最適化推進事業」を利用して遊休農地を解消、担い手へ斡旋することを勧める戸別訪問を実施する。 ・農委だより、市報で広報する。 ・8月～9月に農地利用状況調査を実施し、把握した耕作放棄地を利用集積につなげるよう関係機関と連携し推進する。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	令和2年度新規参入者数
	8経営体	4経営体	5 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	令和2年度新規参入者が取得した農地面積
課 領	農業者の高齢化や後継者不足が懸念される中ではあるが、定年退職後の就農を含め新規就農の希望者からの相談が多い、そういった就農希望者に速やかに農地の斡旋ができるよう地区毎の農地の情報が必要である。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	8経営体	参入目標面積 4.0ha
活動計画	改選により、地域の農地の情報が途切れてしまわによう、後継者がなく75歳以上の所有者の農地の中で荒廃のおそれのある農地の地図化ができた。このような農地を参入希望者へ優先的に斡旋を進めていく。	

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 5, 745ha	遊休農地面積(B) 95 ha	割合(B/A×100) 1.65%
課 題	不在地主等所有者の状況が確認できない農地の把握に努め、貸付へ結びつける。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

活動計画	目標	遊休農地の解消面積 25 ha	目標設定の考え方:現状の遊休農地について、5年での解消を目指す。
	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 51人	調査実施時期 8月～9月
			調査結果取りまとめ時期 10月～11月
	農地の利用意向調査	調査方法 市内を17の地区に分けて、地区ごとの地図を作成し農業委員、農地利用最適化推進委員で調査を実施する。 これまでの荒廃化した農地に加え、所有者の状況等で荒廃のおそれのある農地についても地図に表示が可能になったため、各委員の通年を通じたパトロールにより、重症化しないように早め早めの解消を目指す。	
		実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月～1月
	その他		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年3月現在)	管内の農地面積(A) 5, 650ha	違反転用面積(B) 11. 8ha
課 題	違反転用の多くは産業廃棄物の山となっており、行為者は死亡又は倒産という状況にある。土地所有者に撤去する資力が無く、是正については困難な状況になっている。また、鉄壁で囲いヤードとして外国人等が自動車やバイクの解体等を行っている違反地の是正は、言葉が通じず困難な状況になっている。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月 ヤード(鉄壁で囲い、自動車、バイクの解体等の作業を行っている違反地)の違反解消に向け、警察及び他部署と合同の査察、違反転用指導を行う。</li> <li>・11月 不法盛土等対策現地本部会議において、是正に向けた方針決定を行う。</li> <li>・違反転用の発生防止に向けた取り組みを実施。</li> <li>・12月 重点是正指導違反地の農地パトロールの実施。</li> <li>・市報や農委だより等で違反転用が犯罪であることを周知し、違反転用情報の提供を呼びかける。</li> </ul>
------	---

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入